



ひかり健康保険組合からのお便り

お仕事おつかれさまです。

ひかり健康保険組合では、加入者皆様の健康維持・増進を目的とした保健事業を展開していきます。今回は、健康保険料の引き下げと出産育児一時金付加金の引き上げといううれしいお知らせと、電話健康相談について、お届けいたします。

第4話: 1. 健康保険料率・出産育児一時金付加金の改定 2. 電話健康相談(2)

1. 健康保険料率・出産育児一時金付加金の改定

Q1. 健康保険料率と健康保険料って？どのくらい引き下げ？

まず、健康保険とは、業務外の病気・けが、出産、死亡による不時の出費にそなえて、収入に応じて保険料を出しあい、

いざというときに必要な医療や手当金を支給して、生活の安定を図ることを目的としています。

健康保険料率とは、健康保険料を決めるための割合で、被保険者一人ひとりの標準報酬月額×健康保険料率＝健康保険料です。

健康保険料は、毎月徴収され、主に上記目的にそい医療費、保健事業費などの支払いに充てられています。

給与明細の右上の欄で、控除されているものです。

健康保険料率は、今まで72/1000だったのが、**62/1000**になりました。

(他会社のうち政府管掌健康保険に加入の場合、**82/1000**)

そのため**健康保険料は、平均で月1300円、年間15600円自己負担が減りました。**

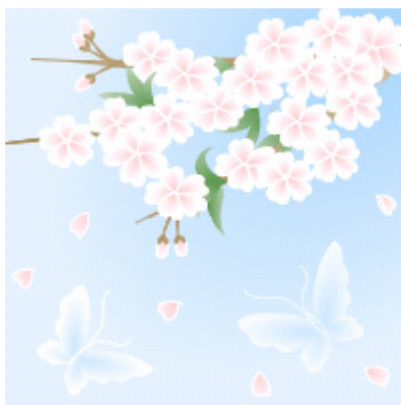
Q2. 出産育児一時金付加金って？どのくらい引き上げ？

被保険者が妊娠4カ月(85日)以上で出産したとき、一児につき法定給付にて支給される30万円にプラス、当組合から贈る給付(付加給付)のことです。

今まで2万円だったのが、**5万円**になりました。

また、送付手配時当組合に加入している方には**絵本と育児書**もお送りしています。

毎月の健康保険料の負担はDOWN、出産したときの付加金はUP



2. 電話健康相談(2)

Q1. 電話健康相談って？

ほぼいつでもどこでも、当組合に加入している人ならだれでも、
健康のことならなんでも、
医療の専門スタッフが温かく対応してくれます。
プライバシーは厳守で、名前を言わなくても相談できます。

Q2. いつでも大丈夫？

年中無休、24時間受付ですが、
心の相談とセクシャルハラスメント相談は、精神科医や臨床心理士の都合上、
平日：午前9時～午後9時 土曜日：午前10時～午後6時です。

保険証の電話番号＝ひかり健康保険組合の電話番号、
自分の勤務先電話番号として書きちゃだめ

癒しの一言 ムーミン谷名言集

みなさん、こわがらないでくださいよ。しかし、勇気がありすぎるのも考え
ものだ。
おばけにたいして、失礼ですからね
フレデリクソンがおばけについて「ムーミンパパの冒険」

ご質問、ご要望等がございましたら、ひかり健康保険組合までお問い合わせください

tel: 03-5951-7422

mailto:Info@hikarikenpo.or.jp